

## 議案第62号

### 専決処分の承認について

地方自治法第179条第1項の規定により、事故に伴う和解及び損害賠償額の決定について、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めます。

令和7年11月27日提出

湯河原町長 内 藤 喜 文

#### (提案理由)

公用車の物損事故について、和解すること、損害賠償の額を決定するため、地方自治法第179条第1項の規定により、和解及び損害賠償の額の決定について別紙のとおり専決処分したので、これを報告し、承認を求めるものです。

## 専 決 処 分 書

地方自治法第179条第1項の規定により、事故に伴う和解及び損害賠償額の決定について、次のとおり専決処分する。

令和7年11月10日

湯河原町長 内 藤 喜 文

### 和解及び損害賠償額の決定について

湯河原町は、湯河原町福浦304番地において発生した公用車の物損事故について、相手方に与えた損害賠償の額を次のとおり決定し、和解する。

- |            |                                                                                     |
|------------|-------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 損害賠償の額   | 金 9 4 4, 1 3 0 円                                                                    |
| (内 容)      | 看板の修理費用の全部                                                                          |
| 2 損害賠償の相手方 | 湯河原町内の法人                                                                            |
| 3 事故の概要    | 令和7年8月31日午前9時57分頃、湯河原町福浦304番地において、消防署職員が運転する公用車が、店舗へ進入するため徐行した際、店舗の看板に接触し、これを破損させた。 |